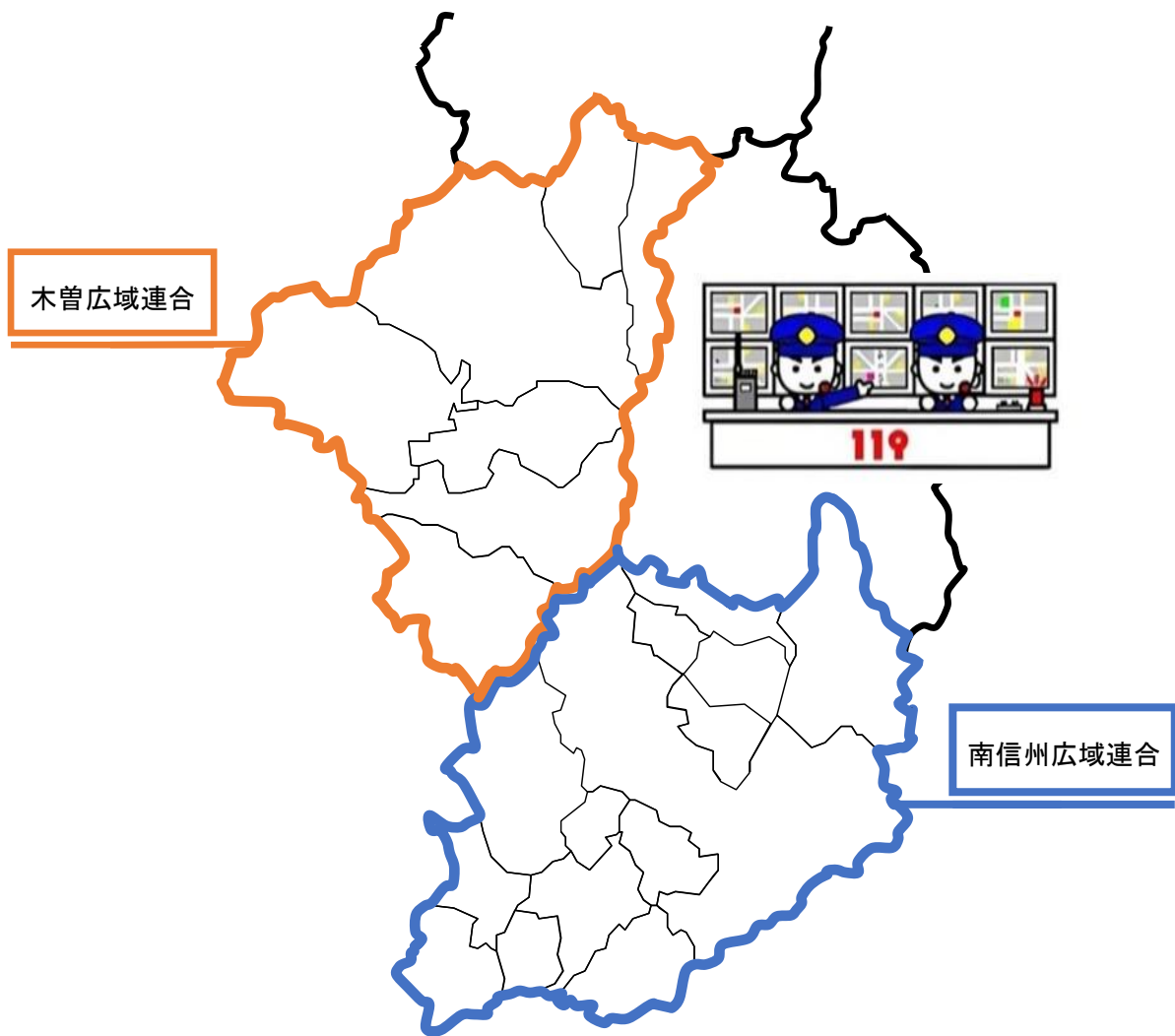


南信州広域連合・木曾広域連合 消防通信指令事務連携・協力実施計画



令和6（2024）年3月
南信州広域連合・木曾広域連合

目 次

第 1 章 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本指針

- 1 連携・協力を行おうとする地域における消防の現況・課題・将来予測・・・P 1
- 2 連携・協力実施後の消防についての基本的な方針・・・・・・・・・・P 6
- 3 連携・協力実施の検討体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 7
- 4 連携・協に伴う実施スケジュール・・・・・・・・・・P 7

第 2 章 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法

- 1 連携・協力を行う消防事務の内容・・・・・・・・・・P 8
- 2 連携・協力を行う地域・・・・・・・・・・P 8
- 3 連携・協力を行う方法・・・・・・・・・・P 9
- 4 連携・協に要する人員の配置・・・・・・・・・・P 9
- 5 連携・協に伴う指令センターの整備計画・・・・・・・・・・P 1 0
- 6 連携・協に係る費用の見通しと分担方法・・・・・・・・・・P 1 0

第 3 章 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の

- 連携に関する事項・・・・・・・・・・P 1 1

第1章 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針

1 連携・協力を行おうとする地域における消防の現況・課題・将来予測

人口減少の進行により、人的・財政的な資源に限られる中で、住民の生命、身体、財産を守る責務を担う消防は、管内で発生する火災、救急、救助事案に適切に対応していくとともに、大規模火災、大規模地震、豪雨災害、テロ災害等の複雑化、多様化する災害にも備えていかなければなりません。

これらの課題解決に向けた消防の広域化について、消防庁は、平成18年6月に消防組織法の一部を改正するとともに、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を定め、市町村の自主的な消防の広域化を推進することとしました。その後、平成25年4月及び平成30年4月の改正を経て、現在、消防の広域化の推進期限は、令和6年4月1日まで延長されています。

しかしながら、消防の広域化は十分に進展しておらず、消防の広域化にはなお時間を要する地域においても消防力を強化していくため、消防庁において、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」を推進することとし、平成29年4月1日に「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」が定められました。

これらに基づき、南信州広域連合及び木曽広域連合（以下「両広域連合」といいます。）が、持続可能な消防体制を整備・確立していくため、消防通信指令事務の共同運用について、相互に柔軟に連携・協力することで、保有する人的・財政的な資源を有効活用し、様々なスケールメリットを活かして消防体制の充実強化を図ります。

【指令事務の共同運用に向けた検討の経過】

飯田広域消防本部では、南信ブロック3消防本部（諏訪広域、上伊那広域、飯田広域）で指令センターの共同運用の可能性について令和元年から令和3年まで検討を進めましたが、更新時期などで足並みが揃わず南信ブロック3消防本部の検討は中止となりました。

また、木曽広域消防本部では、中信ブロック3消防本部（松本広域、北アルプス広域、木曽広域）で指令センターの共同運用が、それぞれの消防本部における将来構想に有効な方策となり得るか、平成30年から平成31年まで検討を進めましたが、規模の大きな消防本部の仕様に合わせるとオーバースペックとなり、財政効果が認められないという理由で検討は中止となりました。

両消防本部は、それぞれブロックでの検討は中止となりましたが、使用している指令システムが同一メーカーであり、かつ全面更新時期の目安が同じく令和7年度であることや、清内路と南木曽町を結ぶ国道256号線清内路トンネルなど災害時における応援体制を構築していることから、両消防本部における指令事務の共同運用の可能性について、財政面及び連携・協力の面から検討し、財政面の大幅な削減効果及び連携・協力での住民サービスの拡充に期待ができるとし、令和4年4月から本格的に両消防本部での検討を開始し、諸課題の解決策を探りつつ最終的な方向性をまとめ、令和5年9月に両広域連合長により指令事務について共同運用をする旨の協定が締結されました。

①両広域連合の現況

○南信州広域連合：令和5年4月1日

構成市町村	人口（人）	世帯数（世帯）	面積（km ² ）
飯田市	96,557	40,151	658.66
松川町	12,690	4,766	72.79
高森町	12,811	4,600	45.36
阿南町	4,144	1,949	123.07
阿智村	6,030	2,330	214.43
平谷村	379	187	77.37
根羽村	818	389	89.97
下條村	3,505	1,284	38.12
売木村	479	278	43.43
天龍村	1,116	663	109.44
泰阜村	1,488	657	64.59
喬木村	6,029	2,157	66.61
豊丘村	6,596	2,229	76.79
大鹿村	907	467	248.28
合計	153,549	62,107	1,928.89

※面積の合計は、各市町村の面積小数点第3位以下も含めた数値

○木曽広域連合：令和5年4月1日

構成市町村	人口(人)	世帯数(世帯)	面積(km ²)
木曽町	10,219	4,804	476.03
上松町	4,071	2,000	168.42
南木曽町	3,875	1,700	215.93
木祖村	2,637	1,093	140.50
王滝村	681	363	310.82
大桑村	3,396	1,500	234.47
檜川地区※	2,147	962	117.82
合計	27,026	12,422	1,663.99

※檜川地区（塩尻市）は、松本広域連合から木曽広域連合へ消防事務が委託されている地域

②両広域連合の人口推移

人口推移 (人)		
年	南信州広域連合	木曽広域連合
令和元年	160,946	29,328
令和2年	160,172	28,925
令和3年	157,355	28,282
令和4年	155,038	27,687
令和5年	153,549	27,026
令和12年	139,404	20,902
令和17年	131,623	18,716

※平成30年～令和4年は、構成市町村の住民基本台帳及び外国人登録による4月1日現在数
令和12年、令和17年は国立社会保障・人口問題研究所（平成30年12月25日推計）による数値で、檜川地区の人口を含まない。

③署所別職員配置数：令和5年11月1日 (人)

		飯田広域消防本部		木曽広域消防本部	
消 防 本 部	消防長	1	消防長	1	
	総務課	7	本部	6	
	警防課	4			
	通信指令課	11			
	予防課	5			
	その他（出向、入校）	3			
消 防 署 所	飯田消防署	40	木曽消防署	38	
	羽場分署	12	北分署	13	
	伊賀良消防署	26	南分署	13	
	山本分署	12	/		
	龍江分署	12			
	高森消防署	25			
	座光寺分署	12			
	阿南消防署	25			
	平谷分署	11			
	和田分署	12			
	合計	218人	72人(2)		

※（ ）は内数で、定数外の再任用短時間職員

④消防車両の状況：令和5年4月1日

(台)

消防本部	項目	消防ポンプ自動車	小型ポンプ付積載車	はしご車	化学車	救助工作車
飯田広域消防本部		13	2	1	1	2
木曽広域消防本部		4				1
	合計	17	2	1	1	3
消防本部	項目	水槽車	救急車	人員輸送車	資機材搬送車	指揮車
飯田広域消防本部		1	14	1	3	4
木曽広域消防本部			6	1	2	3
	合計	1	20	2	5	7
消防本部	項目	支援車	査察広報車	一般車	合計	
飯田広域消防本部		3	13	5	63	
木曽広域消防本部			3	2	22	
	合計	3	16	7	85	

⑤火災の状況：過去5年間の火災発生件数

(件)

消防本部	年	2018年 平成30年	2019年 令和元年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年
飯田広域消防本部		72	96	75	73	61
木曽広域消防本部		17	18	13	15	12
	合計	89	114	88	88	73

⑥救急の状況：過去5年間の救急出動の件数及び搬送人員

(上段：件・下段：人)

消防本部	年	2018年 平成30年	2019年 令和元年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年
飯田広域消防本部	出場件数	7,517	7,364	6,615	6,949	7,735
	搬送人員	7,184	7,090	6,352	6,653	7,394
木曽広域消防本部	出場件数	1,640	1,562	1,373	1,487	1,646
	搬送人員	1,544	1,487	1,293	1,405	1,531
合計	出動件数	9,157	8,962	7,988	8,436	9,381
	搬送人員	8,728	8,577	7,645	8,058	8,925

⑦救助の状況：過去5年間の救助出動の件数 (件)

年	2018年 平成30年	2019年 令和元年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年
消防本部					
飯田広域消防本部	128	115	87	89	100
木曾広域消防本部	22	20	21	21	26
合計	150	135	108	110	126

⑧通報件数：過去5年間の受付件数 (件)

年	2018年 平成30年	2019年 令和元年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年
消防本部					
飯田広域消防本部	10,733	10,679	9,624	10,352	11,269
木曾広域消防本部	2,408	2,291	2,063	2,306	2,386
合計	13,141	12,970	11,687	12,658	13,655

⑨災害通報件数：過去5年間の受付件数 (件)

年	2018年 平成30年	2019年 令和元年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年
消防本部					
飯田広域消防本部	8,149	7,926	7,189	7,665	8,381
木曾広域消防本部	1,768	1,655	1,472	1,609	1,698
合計	9,917	9,581	8,661	9,274	10,079

⑩消防費の額 (千円)

年度	飯田広域消防本部	木曾広域消防本部
平成30年度	2,205,712	708,538
令和元年度	2,130,779	723,552
令和2年度	2,237,876	754,598
令和3年度	2,135,293	762,097
令和4年度	2,311,156	759,060

⑪基準財政需要額における消防費の推移 (千円)

年度	飯田広域消防本部	木曾広域消防本部
平成30年度	2,612,277	907,581
令和元年度	2,603,792	901,255
令和2年度	2,639,979	923,070
令和3年度	2,815,347	934,257
令和4年度	2,898,337	985,897
令和5年度	2,959,543	1,025,684

※平成30年度～令和2年度は、旧清内路村、旧浪合村、旧上村、旧南信濃村、旧檜川村を含む。

2 連携・協力実施後の消防についての基本的な方針

指令センターを共同で整備することにより、有利な起債を活用し財政面での効果が期待でき、共同運用することで、指令員の専従化、人員の効率化を図ります。さらに、災害情報を一元化することで、消防相互応援協定に基づく応援体制の強化を図ります。これらにより、両広域連合の住民サービスの向上が見込まれます。

共同運用によるメリットを最大限に活かすことが出来るように、検討した結果を以下の表にまとめました。

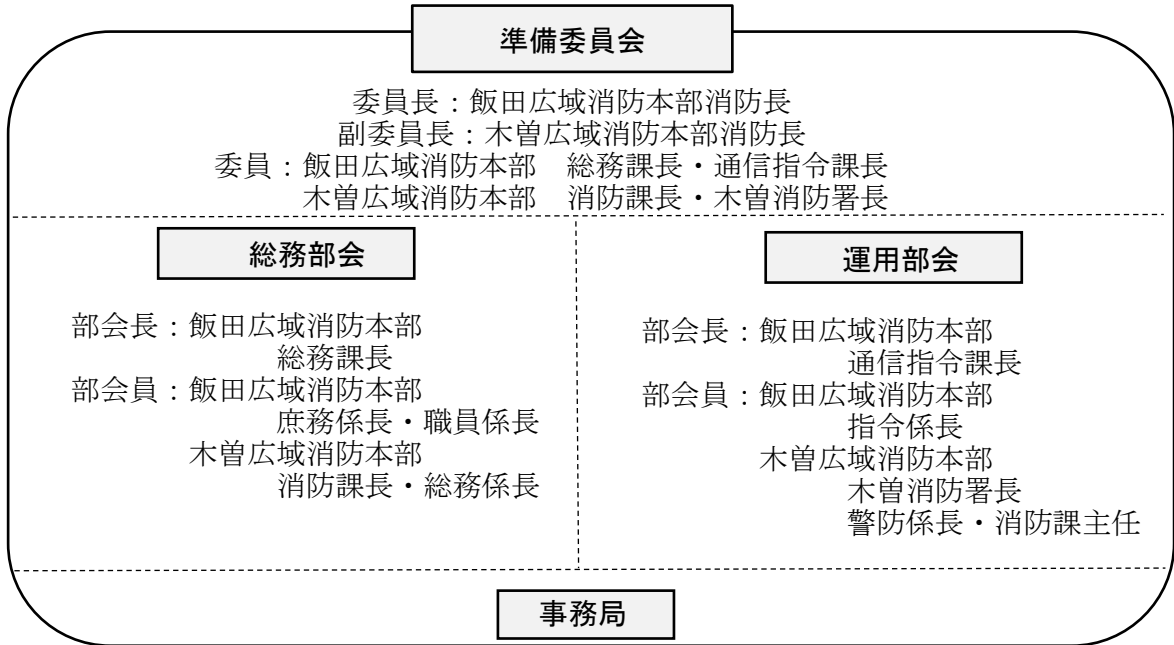
<表記の説明> ◎・・・特に効果がある ○・・・一般的な効果

項目	共同指令センターにおける効果	効果の時期		
		即	段階	現状
1 住民サービス				
(1) 119番通報受信	・指令体制の充実・強化ができます。 ① 輻輳する119番通報に対する同時受付が、現状よりも多く受付可能となります。 ② 映像による緊急通報システムの導入により、迅速で確実な災害点の特定と早期な情報収集が可能となります。	◎		
(2) 住民広報	・情報ツールを幅広く利用した効果的な広報ができます。 ① 火災放送は迅速な伝達が可能となり、人為的ミスの少ない放送が可能となります。 ② メール配信は迅速な送信ができ、更にSNS等情報ツールを幅広く活用した住民広報が可能です。	◎		
2 消防体制の基盤の強化				
(1) 出動計画	・共同指令センターでは各本部の出動計画を反映させます。 ① 現在の出動計画をそのまま共同指令センターに反映させるので現状と変わらない出動体制となります。 ② 「ゼロ隊運用」は地元消防力の低下に繋がる恐れがあるため、実施は困難と予想されます。			○
(2) 人員配置の効率化	・指令業務の共同化により人員配置の効率化を図れます。 ① 消防力の整備指針に基づく通信指令員12人とします。 ② 指令業務の共同化により現場活動要員の増員が見込まれます。	◎		
(3) 通信指令施設の高度化	・通信指令施設の高度化により消防業務を強化します。 ① 出動車両運用管理装置(AVM)により、災害現場の位置等を瞬時に把握し最良な道路を選択し現場へ到着でき、被害の軽減や救命率の向上が期待できます。 ② 指令システムと連携するOAにより出動報告書などの事務効率が向上します。	◎		
3 財政				
(1) 国の財政支援の活用	・財政支援策の活用ができます。 連携・協に伴う国の有利な財政支援が活用できます。	◎		
(2) 整備費用の削減	・共同で整備することにより単独整備費と比較し整備費を削減できます。 共同で整備することにより、整備費用の削減が見込まれます。更に国の財政措置を活用して共同整備をした場合、大幅な削減が見込まれます。	◎		
(3) 維持管理費用の削減	・経費削減が期待できます。 指令業務を共同化することにより、各本部で整備していたシステムが1つになるため、単年度ごとの経費削減が見込まれます。		◎	

3 連携・協力実施の検討体制

共同指令センターが令和8年4月1日から運用開始できるように、運営団体の設立のための準備組織として、令和5年10月1日に「南信州広域連合・木曽広域連合 消防通信指令事務共同運用準備委員会」を設置しました。

準備委員会事務局を飯田広域消防本部に設置し、両消防本部の職員で運営を行います。準備委員会に、専門部会（総務部会及び運用部会）を置き、詳細な検討は専門部会でを行います。



4 連携・協力に伴う実施スケジュール

令和8年4月1日運用開始として、以下のスケジュールとなります。

	2023年度 令和5年度				2024年度 令和6年度				2025年度 令和7年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
共同指令センター 整備					入札	実施設計			入札			
各本部	連携・協力実施計画策定			準備委員会設立		運営団体設立						
共同運用検討	【消防本部間での調整】 ・運用方法の調整 ・出動計画の調整 ・勤務人員の調整 ・勤務体制の調整 ・指令システムの仕様 【運営団体設立準備】 ・連携・協力実施計画の作成 ・諸規程作成 ・整備費按分方法の検討 ・長野県との調整 ・起債の調整				各検討部会の設立及び検討 ・総務部会 ・運用部会 等				予算措置 ・整備 ・運営経費			
					予算措置 実施設計	起債 事前協議	起債 事前協議	起債 事前協議				
									財政措置手続き等			

第2章 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法

1 連携・協力を行う消防事務の内容

【指令管制業務】

両消防本部における消防事務のうち、通信指令事務を共同で運用し、共同指令センターによる一元的な指令管制事務を行います。

共同指令センターで行う事務は、以下のとおりです。

- ① 119番通報受付（災害種別の決定、場所の特定、部隊編成、出動指令等）
- ② 各消防拠点及び車両等の移動局との無線交信（支援情報の提供等）
- ③ 消防防災ヘリ及びドクターヘリの要請
- ④ 消防団への連絡
- ⑤ 緊急時の関係機関への連絡（警察、電気、ガス、水道ほか）
- ⑥ 市町村防災部局への連絡
- ⑦ 指令施設障害発生時における対応
- ⑧ 気象状況の提供

【出動体制】

現状、飯田広域消防本部は管轄ごと、木曾広域消防本部では直近指令による出動体制として運用していますが、共同運用後の出動体制は準備委員会や各消防本部にて検討し今後決定します。

共同運用のメリットとして、消防本部の管轄を越えた「直近指令」や「ゼロ隊運用」といった高度な運用がありますが、両消防本部の管轄地域が山間部で隣接しているため、高度な運用を行うと長時間管轄地域に戻れなくなり、地元消防力の低下に繋がる恐れがあるため、現状での実施は困難と考えています。

管轄区域を越えて出動する場合には、消防相互応援協定に基づき対応します。

※「直近指令」とは、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行うもの。

※「ゼロ隊運用」とは、出動可能な隊がなくなった場合に、指令の共同運用を実施している他の消防本部の隊に自動で出動指令を行うもの。

2 連携・協力を行う地域

指令事務の共同運用を行う地域は、両消防本部の管轄区域とします。

【飯田広域消防本部の管轄区域：1市3町10村】

飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

【木曾広域消防本部の管轄区域：3町3村1地区】

木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、塩尻市檜川地区

3 連携・協力を行う方法

異なる広域連合が組織した消防機関同士の共同運用のため、それぞれの主体性を維持したまま責任体制を分離することができる、地方自治法第252条の2の2に基づく「協議会」とします。

4 連携・協力に要する人員の配置

両消防本部の職員を共同指令センターへ派遣し、指令業務の専従化を図り、業務の効率化と災害対応力を強化します。

【人員配置の比較】

消防本部	単独運用	共同運用後
飯田広域消防本部	12名（3名）	12名（3名）
木曾広域消防本部	6名 兼務	3名
合計	18名（3名）	15名（3名）

※（ ）は内数で日勤者

【共同運用後の人員配置】

項目	飯田広域消防本部	木曾広域消防本部	小計
センター長(日勤)	1名		1名
副センター長		(1名) 指令係長兼務	(1名) 指令係長兼務
管理係(日勤)	2名		2名
通信指令員	指令第1係	1名	4名
	指令第2係	1名	4名
	指令第3係	1名	4名
合計	12名	3名	15名

飯田広域消防本部では夜間の補勤体制で、現場要員が指令業務を兼任していますが、その補勤体制をなくし現場要員を警防業務に専従化させ、災害対応力の強化を図ります。

また、木曾広域消防本部では火災等の災害時に、通信指令員2名を残し現場対応していますが、共同運用後は1名を通信指令員とし、もう1名を現場活動要員として再配置できます。

5 連携・協力に伴う指令センターの整備計画

共同指令センターを整備する方法としては、新たに共同指令センターを建設するか、既存の施設を活用することとなります。

また、共同指令センターには、指令室、機械室、仮眠室、食堂など、合計300㎡程度を確保することが必要です。

運用開始までに着実に整備を行うことと、整備費用を軽減するという観点から既存の施設を活用します。飯田広域消防本部の庁舎は、改修により対応できると考えますが、木曾広域消防本部の庁舎は増築しなければ対応できないため、飯田広域消防本部庁舎又は南信州広域連合が所有する建物を共同指令センターの設置候補場所とします。

6 連携・協力に係る費用の見通しと分担方法

国からの有利な財政支援を活用することにより、単独整備費と比較して飯田広域消防本部では3億9千万円、木曾広域消防本部では4億円の整備費及び10年間のランニングコストの削減が見込まれます。

【共同整備費と単独整備】

共同整備と単独整備でかかる費用を以下の表にまとめました。

初期整備費では、緊急防災・減災事業債（充当率100%うち交付税算入率70%）を活用した共同整備費と、防災対策事業債（充当率75%うち交付税算入率30%）を活用した単独整備費の金額を記載しています。

(円)

項目	共同整備費		単独整備費		
	基準財政需要額割合で按分		飯田広域消防	木曾広域消防	
	飯田広域消防	木曾広域消防			
初期整備費用	293,718,260	216,661,625	77,056,635	581,960,262	327,827,738
部分更新費用	475,780,433	350,842,735	124,937,698	364,458,233	206,001,767
保守費用	342,561,906	252,606,771	89,955,135	262,409,922	148,321,269
通信費用等	192,834,500	143,873,820	48,960,680	149,771,820	63,799,710
合計	1,304,895,099	963,984,951	340,910,148	1,358,600,237	745,950,484

【総費用の財政効果】

初期整備費用、部分更新費用、10年間の保守費用及び通信費用等の削減額を以下の表にまとめました。(円)

消防本部	項目	共同整備	単独整備	削減額	削減率
飯田広域消防本部	初期整備費用	216,661,625	581,960,262	▲ 365,298,637	▲ 62.77%
	部分更新費用	350,842,735	364,458,233	▲ 13,615,498	▲ 3.74%
	保守費用	252,606,771	262,409,922	▲ 9,803,151	▲ 3.74%
	通信費用等	143,873,820	149,771,820	▲ 5,898,000	▲ 3.94%
	① 小計	963,984,951	1,358,600,237	▲ 394,615,286	▲ 29.05%
木曾広域消防本部	初期整備費用	77,056,635	327,827,738	▲ 250,771,103	▲ 76.49%
	部分更新費用	124,937,698	206,001,767	▲ 81,064,069	▲ 39.35%
	保守費用	89,955,135	148,321,269	▲ 58,366,134	▲ 39.35%
	通信費用等	48,960,680	63,799,710	▲ 14,839,030	▲ 23.26%
	② 小計	340,910,148	745,950,484	▲ 405,040,336	▲ 54.30%
合計 (①+②)		1,304,895,099	2,104,550,721	▲ 799,655,622	▲ 38.00%

※共同整備の両消防本部の按分は、基準財政需要額割合（令和4年消防費）を使用しています。

【費用の分担方法】

各消防本部が使用する車両端末装置等については、消防本部の車両数や実情に応じた整備で違いがあるため、使用する消防本部がそれぞれ全額負担することとします。

財政効果の試算は、両消防本部がそれぞれ基準財政需要額割合で構成市町村から負担金徴収を行っていることから、基準財政需要額割合を用いて試算しましたが、今後、先行事例等を参考としながら、運営団体発足前に準備委員会で按分方法を決定します。

第3章 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携に関する事項

協議会では、消防指令事務の適正な管理及び執行に関する事項について、協議を行うとともに、連携・協力を実施していない他の消防事務についても、協議、検討及び情報共有に努めていきます。